

国立銀行の研究

商学部教授 木山 実

粕谷誠『戦前日本のユニバーサルバンキングー財閥系銀行と金融市場ー』（名古屋大学出版会、2020年11月）や白鳥圭志『横浜正金銀行の研究ー外国為替銀行の経営組織構築ー』（吉川弘文館、2021年2月）など、戦前期の銀行経営に関する著作の刊行が最近相次いでいることに示されるように、経済史・経営史の学界では、銀行史研究が盛んである。銀行と一口に言っても、時代を降るにつれて種類が多様化していくのだが、2020年には明治期の国立銀行に関する論稿がいくつかみられた。

国立銀行とは明治新政府が近代的な金融システム構築のため、アメリカのナショナル・バンク制度をモデルに明治5（1872）年に国立銀行条例を發布し、これに応じて設けられた民間銀行であり、国によって経営されたものではない。この条例では全出資者の有限責任が認められたので、国立銀行は日本における最初の株式会社とも目されるものである。それゆえ国立銀行は株式会社発生史の観点からも注目されてきた。明治5年發布の条例に沿って設けられた銀行は、政府の期待に反してわずか4行に過ぎなかったが、明治9年に設立条件を大幅に緩和した改正国立銀行条例が発せられるや、これに応じて各地の富豪が次々と国立銀行設立に動き出す。明治12年には想定された国立銀行全体の資本金に達したので、153行目に認可を受けた京都の銀行で認可は打ち止めとなった。国立銀行には銀行券の発行が認められていたので各行は発券業務も行ったが、明治15年に日本銀行が開業し、同17年に兌換銀行券条例が制定され日銀が唯一の発券銀行となったため、国立銀行は発券機能を奪われてしまう。併せて国立銀行の営業年限は20年間と定められたので、明治29年以降、普通銀行への転換が進められた。このように国立銀行の概略を確認したところで、以下では2020年に出た国立銀行に関する論稿をいくつか紹介していこう。

鹿野嘉昭「なぜ国立銀行の創設は4行にとどまったのか」（同志社大学『経済学論叢』第71巻第4号）は、表題の通り、明治5年發布の国立銀行条例に沿って設けられた銀行はなぜ4行だけだったのかを検討したものである。同条例が明治9年に改正されるまでの期間の国立銀行の営業状況をさらに詳しく検討する必要があるとしながらも、設立が4行にとどまった理由として、①大蔵省が設立許可に関して慎重姿勢を維持したため、②国立銀行創設に際して出資者たちがその収益性が低いと判断したため、③国立銀行の前段階としての為替会社の破綻処理過程でその出資者にも損失負担が求められたことが富豪たちに国立銀行への出資を躊躇させたため、④国立銀行制度ができる前から金融業に従事していた三井や小野のような大手業者が府県為替方の運営を通じて地方レベルでの金融も押さえており、国立銀行を新たに設けても全国的な為替決済ネットワークの構築は困難であろうと富豪たちが判断したため、等をあげている。

早川大介「八王子第三十六国立銀行の設立と展開（1878-1897年）」（『愛知大学経済

論集』第 213 号) は東京府移管前の神奈川県下時代の八王子で生糸商・織物商らによって設立された第三十六国立銀行の分析である。国立銀行条例では最低資本金が 5 万円と定められていたが、同行では当初集まった額はそれに達せず、神奈川県庁から士族と合同での設立を提案されたが、商人たちはそれを拒み商人らでかき集めたようである。明治 11 年 2 月には大蔵省から営業免許が下付された。資本金 5 万円で開業した同行は、明治 29 年までには資本金 20 万円まで増資していたが、同年さらに 10 万円増資し資本金は 30 万円となった。国立銀行の資本金は府県ごとに総量規制が政府によって定められており、簡単に増資できるものではなかったが、最後の 10 万円増資が可能となったのは、神奈川県 100 万円、東京府 500 万円という資本金割当があったところに、明治 26 年に三多摩地区が東京府に移管されたことが影響していると推測されている。同行の融資は八王子の生糸商や織物商に対するものが中心であるとみられ、コルレス網は商人らの活動範囲の拡大を反映してか 1880 年代半ば(明治 18 年頃)には関東地区 8 カ所であったのが、明治 30 年には東北や名古屋・京都など 33 カ所にまで拡大した。同行は一度も赤字を出しておらず、配当性向は平均 70% と当時の株式会社と同様に高かったという。同行が普通銀行に転換した後は日露戦後の不況で経営不振となり安田財閥傘下となるが、その辺のことについて早川氏は別稿「安田銀行と地方銀行の系列化」(成城大学『経済研究』第 230 号)にまとめておられる。

早川氏の論稿が商人によって設けられた国立銀行を描いているのに対し、畠中茂朗「第百十国立銀行の創設と発券業務に関する一考察」(『山口県史研究』第 28 号)は山口県士族が設けた第百十国立銀行に関するものである。同行は 100 万円という全国的にもかなり巨額の資本金額が予定された(開業前に 60 万円に減資されたがそれでも巨額)が、国立銀行の資本金額は各府県人口や租税高を基に大蔵省から割り振られ、山口県で設けられる国立銀行の資本金額は 24 万円程度と見積もられたにもかかわらず、同行の資本金がかなり巨額に設定されたのは、設立を推進した旧長州藩士族たちが旧薩摩藩に対して優越性を示そうとしたことが影響したという。旧薩摩藩士族は一足先に第五国立銀行を設けており、ここでは資本金額は 100 万円が目標とされていたのである(設立時には半額の 50 万円で政府に申請したが)。この巨額の資本金額を大蔵省が認めたのは、「維新の雄藩」への配慮、また近世以来の重要な港湾都市下関の存在も影響していたようである。同行は旧萩藩士が約 9 割、支藩の旧徳山藩士が約 1 割を出資して設けられたが、この両藩の旧藩主は出資しなかった。旧藩主家当主が出資者にならずに創業資金を調達したのは同行の特色であるという。同行の初代頭取に就いたのは毛利一門右田毛利家の家督を継いだ毛利藤内で、明治初年にフランス留学の経験をもつ。この頭取毛利藤内を支えたのが取締役兼支配人の佐々木男也であり、この両名を含む経営陣 5 名の下、出納長、簿記方、書記方などの現場スタッフを加えた合計 22 名で創業した。同行が発行した銀行券はほぼ全額が県内で流通したが、それは県内での士族に対する信認(信頼)と結びついていたとみている。同行は所有と経営が分離しており、組織的にも近代的企業の要素を備えていたが、「旧藩意識」も多分に内包していたことが強調されている。